○中部地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	B A 九・六〇～一二〇・〇〇メートル 一三・〇九～一七六・〇〇メートル 九・六〇～一二〇・〇〇メートル 九・七五～一七六・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・六〇～一二〇・〇〇メートル 九・七五～一七六・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル 一一・六八八	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
海津市南濃町駒野奥条入会地字天満社九九番一から同市南濃町羽沢字河原北通一〇七八番二まで	前	二一・六〇～三六・八〇メートル	〇・三〇九キロメートル
	後	二二・六〇～三六・八〇メートル	〇・三〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	海津市南濃町奥条字下内屋敷三〇八番三から同市南濃町羽沢字川原北一〇七八番三まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月二十日

○中部地方整備局告示第百二十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大垣市桧町字宮町四七番一から同市綾野四丁目八一四番三まで	前	三二・〇〇～四八五・〇〇メートル	二・六七〇キロメートル	
	後	三三・五〇～四五一・〇〇メートル	二・六七〇キロメートル	
岐阜県養老郡養老町室原字住吉三四八九番から同町直江字野割二六〇一番一まで	前	三三・五〇～四九〇・〇〇メートル	二・五八〇キロメートル	
	後	三三・五〇～四八〇・〇〇メートル	二・五八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番一まで	前	B A 八・五〇～一二・四〇メートル 二四・三〇～三一・七〇メートル	四四・〇〇メートル 一一・五二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・五〇～一二・四〇メートル 二四・三〇～三一・七〇メートル	四四・〇〇メートル 一二・五二〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	西条市大町字小川九三番二から同市大町字善恵川一〇〇七番二まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月二十日

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡仁淀川町橘字アカダキ六番二から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主四二八六番一まで	前	B A 八・七〇～一八六・三〇メートル 一七・四〇～八七・〇〇メートル	二・七四〇キロメートル 二・〇八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・七〇～一八六・三〇メートル 一七・四〇～八七・〇〇メートル	二・七四〇キロメートル 二・〇八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所